

那須塩原市手話言語条例（案）に対する
パブリックコメント（意見募集）の結果について

1. 実施状況

- (1)募集期間 令和2年11月20日（金）～令和2年12月21日（月）
 (2)提出者数 1人
 (3)意見件数 1件
 (4)提出方法

提出方法	直接書面	郵送	ファックス	電子メール	計
件数	0件	0件	0件	1件	0件

2. 意見・提言（概要）及び市の考え方

No	意見・提言（概要）	市の考え方
1	<p>先に条例を制定した日光市や塩谷町と比較すると具体的な支援が見えてこない。上位計画との整合性を図っているのなら、別枠で記載するとわかりやすいと思われる。（学校での普及、医療機関への啓発、新生児聴覚スクリーニング検査後の対応、災害時の対応など個別具体的な施策は、関係課の計画に施策として記載されているのであれば、補足として記載するとより明確になり、市と市民の間に解釈の違いが少なくなると考える。）</p> <p>読み手の判断に委ねることが多くなると、条例の解釈のズレが生じ、十分な住民サービスにつながらなくなる可能性が出てくるのではないかと懸念し、投稿させていただいた。</p>	<p>この条例は、基本的な考え方や市及び市民等の役割を示し、手話に対する理解の促進及び普及を図るもので、今後様々な事業に結び付いていくものと考えており、施策については具体的に分野を絞らずに包括的な内容としております。</p> <p>御意見にありました個別具体的な教育や医療、災害など様々な課題への対応につきましては、実際に手話を言語として使用している市民や関係団体等と定期的に協議を継続しながら、施策を進めてまいります。</p>